別紙様式第十一号一⑿②注意事項一中「社債、株式等の振替に関する法律第２条第４項に規定する口座管理機関」を「口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条第４項に規定する口座管理機関をいう。以下この様式において同じ。）」に、「自己固有財産と分別して口座管理」を「自己の固有財産と分別して管理」に改め、同様式一⑿②注意事項三中「株券」の次に「について」を、「受益証券」の次に「（第130条第２項に規定する受益証券をいう。⑿③及び（12―２）において同じ。）について」を、「その他」の次に「について」を加え、同様式一⑿③注意事項一中「社債、株式等の振替に関する法律第２条第４項に規定する」を削り、「分別して口座管理」を「分別して管理」に改め、同様式一⑿③注意事項二中「口座管理」を「自己の固有財産と分別して管理」に、「国名を」を「当該第三者が所在する国の国名を」に、「受益証券を受託銀行」を「受益証券を信託会社又は信託業務を営む金融機関」に改め、同様式一⑿③注意事項三中「社債、株式等の振替に関する法律第２条第４項に規定する口座管理機関として口座管理」を「口座管理機関として管理」に改め、同様式一⑿③注意事項四中「株券」、「受益証券」及び「その他」の次に「について」を加え、同様式一⑿の次に次のように加える。

（12―２）　対象商品デリバティブ取引関連取引に係る区分管理の状況

（法第43条の２の２の規定に基づく区分管理の状況）

①　商品顧客区分管理信託の状況

（単位：百万円）

	金　　額
直近差替計算基準日の商品顧客区分管理必要額	
期末日現在の商品顧客区分管理信託額	
期末日現在の商品顧客区分管理必要額	

（注意事項）

「直近差替計算基準日の商品顧客区分管理必要額」の欄には、当期末現在における商品顧客区分管理信託額（商品顧客区分管理信託に係る信託財産の額をいう。）の算出の基準となる差替計算基準日（第142条の５第１項第７号に規定する差替計算基準日をいう。）における商品顧客区分管理必要額（第142条の５第１項第６号に規定する商品顧客区分管理必要額をいう。）を記載すること。

②　有価証券等の区分管理の状況

管理場所及び国名	管理方法	区　　分	数・額面金額	単位
		株　　券		
		債　　券		
		受益証券		
		倉荷証券		
		そ の 他		
		株　　券		
		債　　券		
		受益証券		
		倉荷証券		
		そ の 他		
		株　　券		
		債　　券		
		受益証券		
		倉荷証券		
		そ の 他		
		株　　券		
		債　　券		
		受益証券		
		倉荷証券		
		そ の 他		

（注意事項）

１　当期末現在における法第43条の２の２の規定により自己の固有財産と区分して管理している有価証券等（第142条の３第３項に規定する有価証券等をいう。６において同じ。）及び口座管理機関として振替口座簿により自己の固有財産と区分して管理している有価証券について、管理場所及び管理方法ごとに記載すること。

２　「管理場所及び国名」の欄には、自己で管理又は自己の固有財産と区分して管理している場合にはその旨、第三者をして管理させている場合には当該第三者の名称及び当該第三者が所在する国の国名を記載すること。なお、受益証券を信託会社又は信託業務を営む金融機関をして管理させている場合には、国ごとに一括して受託銀行と記載すること。

３　「管理方法」の欄には、混蔵して管理している場合には混蔵管理と、口座管理機関として管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。

４　「数・額面金額」の欄には、株券については株数（単位：千株）、受益証券については口数（単位：百万口）、債券、倉荷証券及びその他については通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。なお、額面金額が外国通貨をもって表示されているものについては当該外国通貨の単位を、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては合理的な単位をもって記載すること。

５　「単位」の欄には、使用した単位を記載すること。

６　「その他」の欄には、具体的な有価証券等の種類を記載すること。

別紙様式第十六号９⑽中「保護預り等有価証券の分別管理の状況」を「有価証券の分別管理の状況」に改め、同様式９⑽注意事項一中「社債、株式等の振替に関する法律第２条第４項に規定する口座管理機関」を「口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条第４項に規定する口座管理機関をいう。以下この様式において同じ。）」に、「分別して口座管理」を「分別して管理」に改め、同様式９⑽注意事項二中「口座管理」を「自己の固有財産と分別して管理」に、「国名を」を「当該第三者が所在する国の国名を」に、「受益証券を受託銀行」を「受益証券（第130条第２項に規定する受益証券をいう。４及び（10―２）において同じ。）を信託会社又は信託業務を営む金融機関」に改め、同様式９⑽注意事項三中「社債、株式等の振替に関する法律第２条第４項に規定する口座管理機関として口座管理」を「口座管理機関として管理」に改め、同様式９⑽注意事項四中「受益証券」及び「その他」の次に「について」を加え、「表示されているもの及び」を「表示されているものについては当該外国通貨の単位を、」に改め、「、合理的」を「合理的」に改め、同様式９⑽の次に次のように加える。